

# 第1号通所事業（介護予防通所介護相当）重要事項説明書

（あすならホーム二階堂デイサービス）

（2025年7月1日現在）

あすならホーム二階堂デイサービス（以下「事業所」という）は利用者に対して川西町第1号通所事業のうち介護予防通所介護相当サービス（以下「サービス」という）を提供します。

事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 基本理念

- 1) お年寄りから子どもまで、みんなが安心して暮らせる地域や町であって欲しい。  
それが、私たちの願いです。
- 2) 私たちは7つのことを大切にしています。  
  - ①利用者の意見尊重 ②喜びの共有 ③みんなが安心できる家事・育児・介護
  - ④生活の再建 生きる力を育む ⑤地域と共に歩む組織
  - ⑥人を大切にする誠実な運営 ⑦学習する気風、笑顔と活気のある楽しい職場
- 3) 私たちは『あすなら10の基本ケア』の定着を目指しています。  
  - ①換気をする ②床に足をつけて椅子に座る ③トイレに座る ④温かい食事をする
  - ⑤家庭浴に入る ⑥座って会話をする ⑦町内にお出かけをする
  - ⑧夢中になれること をする ⑨ケア会議をする ⑩ターミナルケアをする

## 2. 事業者（法人）の概要

- |          |                     |
|----------|---------------------|
| 1) 法人名   | 社会福祉法人 協同福祉会        |
| 2) 代表者氏名 | 理事長 東浦 秀己           |
| 3) 法人所在地 | 奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7 |
| 4) 電話番号  | 0743-57-1165        |
| 5) 設立年月日 | 1998年9月7日           |

## 3. ご利用事業所の概要

- |            |   |
|------------|---|
| 1) 事業所の名称  | あすならホーム二階堂デイサービス                        |
| 2) サービスの種類 | 第1号通所事業（介護予防通所介護相当）                     |
| 3) 事業所の所在地 | 天理市荒蒔町61-2                              |
| 4) 連絡方法    | 電話番号 0743-64-5963<br>FAX番号 0743-64-0207 |
| 5) 指定年月日   | 2007年7月1日指定                             |
| 6) 指定番号    | 第2970400806号                            |

7) 管理者 安田 有喜  
8) 相談窓口 担当者（生活相談員） 安田 有喜、藤井 昌子  
木住野 まゆみ、熊谷 至可  
9) 通常事業の実施地域 天理市、磯城郡

\*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

#### 4. 事業の目的と運営方針

## 1) 事業の目的

要支援状態にある利用者に対し、サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。

## 2) 事業の方針

利用者が可能な限り居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の介護・医療福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。

## 5. 事業所の利用定員と設備の概要

|          |                         |     |       |
|----------|-------------------------|-----|-------|
| 利用定員     | 一般型 25名                 | 静養室 | 1室 2床 |
| 食堂兼機能訓練室 | 1室 76.38 m <sup>2</sup> | 相談室 | 1室    |
| 浴室       | 個人浴槽・3人浴槽               | 送迎車 | 4台    |

## 6. 事業所の職員体制

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとします。

(1) 管理者 1人

管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行います。

(2) 生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者他の機関との連携において必要な役割を果たします。

(3) 介護職員 15人までは1人、利用者数が15人を超す場合は利用者が1人を増すごとに0.2人を加えた数以上とします。

介護職員はデイサービスの提供にあたり利用者的心身の状況を的確に把握し利用者に対し、適切な介助を行います。

(4) 看護職員 1人以上

看護職員は、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利

用するために必要な処置を行います。

#### (5) 機能訓練指導員 1人以上

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者が行います。但し看護師及び相談員が兼務します。

\*介護に直接携わる職員（医療・福祉関係の資格取得以外）は認知症介護基礎研修を受講し認知症対応力の向上を進めていきます。

### 7. サービスの内容と特徴

#### 1) 営業日営業時間

①営業日 年中無休（日曜日、祝祭日、お盆、お正月も営業します）

②営業時間 午前8時00分から午後7時30分となります。

③サービス提供時間 午前9時30分から午後5時00分となります。

#### 2) 夕食サービス

夕食を食べていただいてからお送りする事が出来ます。

帰宅時刻の目安は午後6時30分～午後7時00分になります。

#### 3) 送迎

①通常の実施地域は送迎ができます。

送迎費：通常の実施地域を越えた地点から1kmごとに100円

②送迎時間はサービス時間には含まれません。

介助を実施するのは車の乗降までになりますので、出迎えをお願いします。

③朝、迎え到着前に電話連絡をいたします。

④ご利用者の変動や交通渋滞等で送迎時刻が前後する場合があります。

⑤送迎中の途中下車はお断りします。

迎車 午前8時00分～午前9時30分までの間

送車（早便） 事業所 午後5時00分発

（遅便） 事業所 午後6時15分発（夕食まで利用の場合に限る）

#### 4) 体調の確認

ご利用ごとにご本人の様子を観察し、体調を確認します。

※体調が悪く、必要と判断した場合は体温、血圧、脈拍を測定します。

体調が悪い場合は、サービスを中止し帰宅していただく場合があります。

また、体調不良のためサービス内容を変更する場合があります。

#### 5) 入浴について

ご利用者と介護職の1対1対応で個人浴槽、3人浴槽に入浴していただきます。

（入浴時間）

午後1時00分～午後3時00分

※医師等から入浴を禁止された場合は速やかにその旨をお知らせください。

## 6) 食事について

栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体状況、及び嗜好を考慮した食事を提供します。ご利用者の自立支援のため、離床して食堂で食事をとっていただきます。  
(食事時間)

昼食：午前12時00分～午後1時00分

夕食：午後 5時00分～午後6時00分（希望される方）

※来苑されてからの食事のキャンセルはできません。

## 7) 生活リハビリについて

日常生活動作能力が低下しないように援助します。

レクリエーション、クラブ活動を通して、楽しいリハビリを心掛けます。

オムツをせず、トイレ誘導や車椅子から椅子への座り換えなどの生活リハビリを優先して拘縮・廃用症候群の予防をしていきます。

## 8) 感染症対策の強化と業務継続に向けた取り組み

\*感染症の発生及びまん延等に関する取組として、委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施を行います。

\*感染症や災害が発生した場合でもあっても、必要な介護サービスの業務継続に向けた計画等の策定、研修や訓練の実施を行います。

## 9) 高齢者虐待の発生又はその防止の取り組み

\*虐待の発生又はその防止のための対策を検討する委員会の開催をします。

\*虐待の防止のための指針の整備をします。

\*虐待の防止のための研修を行い、担当者を施設長とします。

\*事業所は、サービス提供中に、**当該事業所従業者又は養護者**（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 10) 時間延長サービス

ご利用者・ご家族の希望により営業時間内で時間延長サービスを提供することが可能です。ただし、送迎できない場合があります。

営業時間を越えての時間延長サービスは自己負担金が発生することがあります。

## 11) 生活相談等

生活相談員が、ご利用者及びご家族の生活相談をお受けしますので、上記の相談窓口までお気軽にご相談ください。

## 8. 料金の内訳と支払

### 1) 介護保険の適用を受けるサービス (別紙「料金表」をご覧ください)

### 2) 全額自己負担のサービス

|       |           |                        |
|-------|-----------|------------------------|
| ①昼食代  | 1食あたり     | 800円                   |
| ②おやつ代 | 1食あたり     | 100円                   |
| ③夕食代  | 1食あたり希望者に | 800円 (延長料金500円が加算されます) |

- ④送迎費 通常の実施地域を越えた地点から1kmごとに100円
- ⑤おむつ代実費（リハビリパンツ・テープオムツ100円、フラット・パット50円）
- ⑥その他上記の他、日用教養娯楽費・レクリエーションに係る費用は自己負担となります。

### 3) キャンセル料

前日の午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合、料金の全部または一部をお支払い頂く場合があります。

### 4) お支払方法

毎月、月単位の金額の請求書を15日までに発送し、27日に引き落とすことを基本とします。請求書とともに先月の領収書を送付します。

### 5) 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費（1枚につき20円）をご負担いただきます。

## 9. サービスの利用方法

### 1) サービスの利用開始

サービスの利用に際しては、ご利用者個別に作成したサービス計画に沿ってサービスを提供します。

### 2) サービスの中止

ご利用者の体調不良の理由により、サービスの実施が困難な場合はサービスを中止することができます。

### 3) サービスの終了

#### ①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出てください。

#### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。

その場合は、終了1ヶ月前までに文章で通知いたします。

#### ③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）になった場合
- ・ご利用者の要介護認定区分が、要支援から要介護になった場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

#### ④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又はご利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文章で通知することにより即座に契約を終了させて頂く場合があります。

### 10. 協力医療機関

|               |              |              |
|---------------|--------------|--------------|
| 1) クリニックせんざい  | 天理市杉本町175-6  | 0743-62-2111 |
| 診療科目：内科・外科    |              |              |
| 2) 高井病院       | 天理市蔵之庄町470-8 | 0743-65-0372 |
| 診療科目：内科・外科 など |              | ベッド数：376床    |

### 11. 事故の危険性とその対応

- 1) 慣れ親しんだ自宅から当事業所のサービスを利用され、不慣れな環境での生活になることから転倒される危険性が非常に高くなります。事業所として介護で配慮は致しますが、完全には転倒を防ぎきれないことをご留意ください。
- 2) 転倒など当事業所で起こったけがを理由に受診する場合があります。  
主治医がおられる場合は極力主治医に受診していただきます。主治医で診察できない場合は当事業所の協力病院で診察していただきます。治療にかかる費用はご家族で負担ください。
- 3) 利用時に「ターミナルケアの意向伺い書」に緊急時の対応のご記入を必ずお願ひします。

### 〈協同福祉会の介護サービスの利用についてのお願いと同意〉

- 1) 「あすなら10の基本ケア」に沿ってケアを行います。
  - ①ケアプラン・介護サービス計画書（別紙）に同意してケアの提供を受けます。
  - ②ご利用者・ご家族（代理人）は、「10の基本ケア」の説明をうけて、協同福祉会のケアを理解してサービスの提供を受けます
- 2) サービスの提供中に万一の転倒により骨折が起こりうる場合があることに了承し、同意します。（管理者、介護職、看護師、所属長等が相談して介護サービス計画書に反映します）

①下半身筋力低下にともない、施設でも自宅でも転倒して骨折することがあります。転倒による骨折を減らすための機能訓練（生活リハビリによる下肢筋力維持訓練）に同意します。一切の拘束や薬による抑制はしないことに了承します。

②拘束は行いませんので（ベッド柵や手すりを廃止しています）、リスクとして転倒して骨折が生じる可能性があります。自宅や施設内での転倒骨折が生じても入院期間を短くし退院を促し生活リハビリを行うことを理解し了承します。

③生活リハビリに必要な福祉用具（あすなら仕様のリハビリタンス等）を設置するのに同意します。

### 3) パーキンソン病について

①薬が効いている時間帯とそうでない時間帯での状態が違いますので、薬が効いていない時間帯に急変があることを理解して介護を受けることに了承します。

②喉頭蓋の機能低下や筋力の硬直などが原因で誤嚥性肺炎や窒息のリスクを理解して介護を受けることに了承します。

③パーキンソン病は進行していきますので、急変もあることを主治医から説明を受けて理解して介護を受けることに了承します。

### 4) 若年性認知症（65歳までに認知症を発病された人）のご利用者について

①特別体制として、人間力のある職員を配置しますが、突然に行方不明になったり、高いところから転落したりすることがあることを承知して介護を受けます。行方不明になった場合は職員が全力で捜索しますが、10分経過し、見つからない場合は警察に届け、協力をお願いして引き続き探すことに同意します。また、在宅の場合は日常的に協力できる地域の人にお願いしていくことに同意します。

②病気の進行の早い人が多いようですが、極力薬はやめて生活できることを優先する介護やオムツはやめて散歩、おでかけなどを優先する介護に同意します。

③職員や他の利用者へのセクハラなどがある場合は話を聞いて、対策と一緒に協議します。

### 5) お年寄り（おおむね75歳以上の人）は平均8つ以上の病気をもっていますので、病気と付き合って生活をしていくことを理解しています。

### 6) 今まで、慢性疾患がなく健康な人が脳梗塞の発作に見舞われた場合は、発症後4時間以内なら回復の可能性が高く、救急救命・延命治療を受けることがよいので、そのような場合は救急車を呼ぶことに同意します。

### 7) お年寄り（おおむね75歳以上）は風邪等でも食べたものが逆流して喉に詰まることが多くなることを理解します。

①看護師、介護士で喉に詰まっているものを発見して取り除いてもらいます。

②主治医か救急車を呼び再逆流がなくなるのを確認してもらいます。

③喉に物が詰まり万が一、亡くなる場合があることを理解しています。

### 8) 事故が起きた場合はご家族（代理人）とケアマネジャーと事業所長（施設長、苑長、園長）、エリアマネジャー、総務担当職員が集まり話し合いをして保険対応します。

- ①医療費は自己負担でお願いします。
  - ②介護保険制度に基づきケアプラン・介護サービス計画書にそって介護をしていますので、自宅と同じですので、そのことを理解して同意します。
- 9) 個人情報保護のため契約時に同意を頂いたご家族（代理人）との話し合いとなること、家族等への連絡も契約時のご家族から行うことを同意します。

## **12. 事故発生時の対応**

ご利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## **13. 身体拘束等の適正化の推進**

利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

## **14. 緊急時における対応方法**

サービスの提供中にご利用者的心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。

## **15. 非常災害対策**

- 1) サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業員はご利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。
- 2) 防火訓練計画により年2回の避難訓練の実施とともに、日常防火・点検を行うものとします。

## **16. 守秘義務**

- 1) 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らしません。
- 2) 事業所は、当該事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

## **17. 地域との連携等**

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価は行ってはいませんが、地域住民の方の話を聞く「ケアラーの会」を定期的に開催しています。

## **18. 相談窓口受付について**

○相談窓口（事業所）

担当：あすならホーム二階堂 デイサービス

受付時間：午前9時00分～午後5時00分（年中無休）

## **19. 苦情相談窓口**

1) 相談や苦情などがございましたら、協同福祉会の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

○苦情・相談窓口（事業所）

担当：あすならホーム二階堂 施設長

電話 0743-64-5963

FAX 0743-64-0207

○苦情・相談窓口（法人本部）

担当：協同福祉会 経理総務部 課長

電話 0743-57-1165

FAX 0743-57-1170

受付時間 午前9時00分～午後5時00分（年中無休）

また、受付カウンターに苦情・意見受付ボックスを設置しています。

2) 当法人以外の市町村等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

①天理市地域包括ケア推進室 電話 0743-63-1001

FAX 0743-63-2344

②奈良県国民健康保険団体連合会 電話 0744-21-6811

FAX 0744-21-6822

フリーダイヤル 0120-21-6899

③奈良県社会福祉協議会 電話 0744-29-0100

④川西町役場長寿介護課 電話 0745-44-2635

FAX 0745-44-4780

⑤田原本町役場地域包括支援センター 電話 0744-34-2104

⑥三宅町役場保健医療課 電話 0745-44-2001

## **20. サービス利用にあたっての留意事項**

- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償して頂く場合があります。
- 他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理することを基本とします。
  - ・金銭の持ち込みによる盗難、紛失などの責任は負いかねます。
  - ・貴重品（貴金属類）、補聴器、義歯、眼鏡、腕時計についてはお預かりできません。お預かりしていない所持品の紛失や破損などの責任は負いかねます。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

介護予防通所介護相当サービスの提供開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要事項及びサービス内容の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人 協同福祉会  
事業所住所 奈良県天理市荒蒔町61-2  
事業所名 あすならホーム二階堂デイサービス

説明者 氏名 \_\_\_\_\_

私は、契約書および本書面により、あすならホーム二階堂デイサービスから重要事項説明書に基づき介護予防通所介護相当サービスについての重要事項及びサービス内容の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者 住所 \_\_\_\_\_

                  氏名 \_\_\_\_\_

代理人 住所  
(ご家族)

                  氏名 \_\_\_\_\_

(ご利用者との続柄 )